

ストップ野焼き!!

ゴミの野外焼却は禁止されています

野焼きとは?

適切な焼却施設（法律で認められたもの）を使わずに「ゴミ」を焼却することです。

具体的な例は次のとおりです。

- ・庭、空き地などで、ドラム缶や地面でゴミを焼く。
- ・ブロックなどで囲んだ場所でゴミを焼く。
- ・基準に適合しない焼却炉（一般的に購入可能な焼却炉）でゴミを焼く。



なぜ、野焼きはできないの?

原則として、野焼き行為は法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁止されています。

これに違反して焼却を行うと、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金に科せられることがあります。

野焼きをしたら

野焼きのような燃やし方では十分にゴミが燃えず、猛毒ダイオキシン類の発生や煙のススで、身体に悪影響を与えたり洗濯物が汚れます。また、煙で窓が開けられない、臭いで気分が悪くなるなど、近隣周囲に多大な迷惑をかけます。ただし、野焼きに該当するもので、次のようなものは例外的に認められています。

焼却禁止の例外 (ただし、周囲に迷惑が及ばないようにすることが大前提です。)

- 国または地方公共団体が施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(例：河川敷や道路側の除草作業中に発生した草の焼却など)
 - 災害時の応急対策または復旧のためにやむを得ない廃棄物の焼却
(例：災害で発生したゴミ、予防訓練などで燃やすものなど)
 - 風俗、慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
(例：「ほっけんぎょう」「どんと焼き」や寺社などで燃やすお守りなど (ただし、プラスチックやビニールなどの有害物質が発生するものは取り除く。))
 - 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
(例：焼き畑、畔の草、刈り取り作業などで田んぼ内に残された「稲わら」の焼却)
 - 落ち葉の焚き火など周辺環境に対して影響が少ないと考えられる軽微な焼却
(例：落ち葉焚きやキャンプファイヤーなどは木くずなどの焼却。ただし、プラスチックやビニールなどの焼却は生活環境に悪影響を与えるので焼却できません)
- ※風呂焚きや薪による炊飯などは、廃棄物の焼却に該当しません。



「他の人も燃やしているから…」 「自分だけならいいや」 「このくらいの量なら燃やしても大したことはない」と思っている以上、近隣周囲に悪影響を及ぼしているものです。その結果、近隣周囲の人が嫌な思いをしていることが多くあります。近隣同士で、苦情はなかなか言えないものです。また、重大な火災の原因にもつながります。

それでは、どうすればいいの?

燃やしている物、たとえば法律上問題のない物でも、近所のことを考えて「周りに洗濯物が干されていないか?」「風向きで住宅に煙が行かないか?」など、近隣周囲のことを考えてください。近所の人から理解が得られない野焼きは、たとえほんのちよつとのゴミの焼却でも、ご遠慮ください。

「自分だけはいいい。」ではなく、将来の自分の子どもや孫の世代に大きな影響を及ぼす恐れがありますので、野焼きをするのではなく、ゴミとして指定袋で出してください。草木などについては、環境美化集積所を利用してください。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

● 問合せ先 健康福祉課 ☎ 932-1151

飼育に責任を持って秩序ある行動を

犬・猫の苦情が多く寄せられています

人と動物が共存できる社会をつくるためには、犬や猫を飼っていない人のことも理解し、マナーを守らなければ、飼い主自身が犬や猫を飼育しにくくなることはもちろんのこと、近隣同士でトラブルの原因にもなります。きちんとルールを守り、動物を飼育することの責任を持ち、相手や周りのことも考えた秩序ある行動をお願いします。

犬を放し飼いにしている人がいるので、注意してほしい

犬を放し飼いは法律で禁止されています。散歩中においても、きちんとつなぐ(係留する)ことが義務づけられています。つないで飼っていても、簡単に外れたり、敷地内から飛び出さないようにしましょう。放した犬が、人に噛みついたり、じゃれたつもりでも、人にけがをさせたら飼い主が責任を問われることとなります。特に、小さな子どもやお年

寄りであれば、大けがをすることになりますので、放し飼いは絶対にしないでください。

飼い主が、散歩中の犬の「フン」を片づけないので、困っている

「フン」は必ず持ち帰りましょう。道路上や公園内などで、そのままになっている「フン」が後を絶ちません。飼い主自身のモラルが問われています。もし、自分の家の前に「フン」をされれば、だれでも嫌な思いをすることになります。また、放置されている「フ



「困ります。」

ン」を踏んだら、だれでも嫌な思いをします。道路や公園は、犬の散歩だけではなく、健康のために散歩をしている人や子どもなどを考えましょう。人がいない、人が見ていないから片づけないではなく、犬を散歩に連れていくときはビニール袋などを常に持ち歩きましょう。そして、必ず飼い主自身が片づけを行うことを徹底しましょう。

猫が、家の敷地や公園などに「フン・尿」をするので、困っている

飼い猫も、家の外に出たら何をしているか、飼い主自身も分かりません。家の中でトイレをするようにしつけて、近隣に迷惑をかけないようにしましょう。また、公園などに住みつく猫が増え続けます。このような猫に「かわいそうだから」と、餌を与えないでください。餌を与えることで、さらに繁殖して「フン・尿」や「ごみをあさる」などの被害が拡大することとなります。

餌を与える人は、自身の家ではないので気にならないかもしれませんが、猫は、特に公園内の砂場などに「フン・尿」をします。その砂場では、小さな子どもたちが何もしないで遊ぶことになり、衛生的に非常に良くないことです。

犬の鳴き声がつるさい

餌を与えるのであれば、自分が「飼い主」という自覚と責任を持ってください。

犬が鳴くことは通常のことですが、近隣へ迷惑がかかるほどの鳴き声の苦情は、「ずつとつながれたまま」といった状況が共通しているようです。犬は、散歩に連れていってほしいことを、飼い主に訴えています。定期的に散歩に連れて行くことで、犬もストレスがたまる必要以上に鳴くことがなくなります。また、家を空けたときに飼い主は、飼い犬の状況が分かりません。だからこそ、近隣へ迷惑がかからないように犬をしつけて、きちんと飼育をしましょう。近隣とのトラブルにならないため、隣接する住宅側に犬をつながないことや家を空けるときは家の中に入れることも、ひとつの方法です。

犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回行うことが法律で義務付けられています。

▼ 問合せ先 健康福祉課 ☎ 932-1151